

向日葵

ひまわり

第236号

平成26年12月号



今月の表紙：殿ヶ谷戸庭園／写真：所沢市 三宅正人さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム・・・ ②—③
税務署だより・・・ ④—⑤
平成27年度税制改正に関する提言・・・ ⑥—⑦
市民・産業まつりで税と法人会をPR・・・ ⑧
税金クイズ集計結果・・・ ⑨
平成27年新春講演会のご案内・・・ ⑩
地域の名所・・・ ⑪
社労士column・・・ ⑫
会社紹介・・・ ⑬

東村山法人会セミナーのご案内・・・ ⑭
人人・・・ ⑮
新入会員コーナー・・・ ⑯
会員増強決起大会・・・ ⑰
第31回法人会全国大会参加・・・ ⑱
表彰・・・ ⑲
ブロック等活動状況・・・ ⑳—㉒
法人会行事のご案内・・・ ㉓
recipe・・・ ㉔



公益社団法人東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

早いもので、今年も残すところあと少しとなりました。

年が明けると、私達税理士にとって1年で一番忙しい、所得税の確定申告の時期がやってきます。

皆様の中にも、確定申告が必要な方や、確定申告をすれば税金の還付が受けられる方がいらっしゃるかと思います。日程的に余裕のある申告をするためにも、準備は早めに進めましょう。

さて今回のコラムは、この確定申告の時に受けられる「医療費控除」をとりあげます。



▶ 医療費控除とは

個人が、多額の医療費を支払ったときには、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

医療費控除を受けるためには、その内容を記載した確定申告書を提出する必要があります。その時に、病院等が発行した領収書の原本を添付するか提示しなければなりません。

医療費控除の金額は、次の式により計算します。

その年中に 支払った 医療費の額	—	保険金等で 補填される 金額	—	足 切 額
------------------------	---	----------------------	---	-------

||

医療費控除額 (最高 200 万円)

▶ 「その年中に支払った」とは?

その年の1月1日から12月31日に実際に支払った医療費をさします。

例えば、平成25年の年末に入院していて、12月31日までの医療費を平成26年の1月に支払った場合は、その医療費は平成25年分ではなく、26年の医療費控除の対象となります。

また、平成25年の12月にかかった医療費をクレジットカード等で支払った場合には、たとえクレジット会社からの引き落としが平成26年になってからでも、平成25年分の医療費として取り扱います。

▶ 誰のための医療費が認められるの?

自分自身の医療費はもちろん、生計を一にしている配偶者や親族のために支払った医療費が控除の対象になります。

生計を一にしているというのは、同じお財布で暮らしているということで、扶養している関係でなくても構いません。

また、必ずしも一緒に暮らしていないといけないということではありません。例えば、地方の学校に通うため、一人暮らしをしているお子さんに仕送りをしている場合には、生計は一だと言えます。

▶ 控除の対象になる医療費

医療費控除の対象となるのは、以下の医療費などです。

- 1 医師・歯科医師に支払った治療費
- 2 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に支払う施術代
- 3 助産師による分娩介助の費用
- 4 治療又は療養に必要な医薬品の代金
- 5 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の費用
- 6 通院費など

次に対象となるもの、ならないもので、少し判断に困るものの例を挙げてみます。

医療費控除確定申告に向けて～

税理士 小林 順子

対象となるもの

- ・ 発育段階である子供のための歯列矯正の費用
- ・ 薬局で購入した、風邪薬や胃腸薬等の一般的な市販薬の購入代金
- ・ 病気で寝たきりの人のおむつ代（医療機関が交付する証明書等の書類が必要です）
- ・ 要介護者が、介護保険制度の下で指定介護老人福祉施設等から受ける施設サービス費（一定の金額に限られます）
- ・ 病院までのタクシー代で、緊急性や病状からみて必要だと認められるもの
- ・ 海外旅行中に急病のため、現地の医者にかかった時の費用

対象とならないもの

- ・ 美容のために行う歯列矯正の費用
- ・ 一般的な近視や老眼用の眼鏡やコンタクトレンズの購入代金
- ・ いわゆる人間ドック等、健康診断の費用（ただし、その健康診断で重大な疾病が見つかって、引き続き治療をした場合には対象となります）
- ・ 健康増進のための健康補助食品や漢方薬の購入代金
- ・ インフルエンザの予防接種代金
- ・ 医師等に発行してもらった診断書の作成料
- ・ 入院時の差額ベッド代（病状や病院側の都合でやむを得ず個室を使わなければならない時は対象となります）
- ・ マイカーで病院に行った時のガソリン代や駐車料金

▶ 保険金等で補填される金額

生命保険契約の入院給付金・損害保険の医療保険金や、出産一時金等がこれに該当します。

注意したいのは、受け取った保険金や、その給付の目的となった医療費の金額を超えた場合には、その超えた金額を、他の治療費から控除しない点です。

例えば、Aさんの今年の医療費は、骨折にかかるものが5万円、その他の病気にかかるものが12万円で、骨折のために受け取った損害保険金が7万円だったとします。このとき、骨折の保険金が治療費の金額を2万円超えま

すが、これは他の病気にかかった医療費の12万円からは引きません。よって、Aさんの医療費の金額は12万円となります。

▶ 足切額

医療費控除の足切額は、10万円又は所得金額の5%のいずれか少ない金額です。

医療費控除の相談を時々受けるのですが、皆さん「10万円を超えてないから受けられませんか」とおっしゃいます。でも所得金額が、200万円以下であれば足切額は10万円以下になりますので、もしかしたら、受けられるかもしれません。

▶ 医療費控除を計算するための準備

医療費の領収書は、原本を添付又は提示しなければなりませんから、まとめておきましょう。時々、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を領収書代わりに持ってくる方がいらっしゃいますが、これでは控除は受けられません。

また、確定申告書に添付する医療費の明細書には、かかった人ごとで、支払先別に医療費の金額を記載する欄があります。事前に、それぞれの金額を集計しておくで申告手続きがスムーズになると思います。

Profile | 小林 順子

東京税理士会東村山支部所属

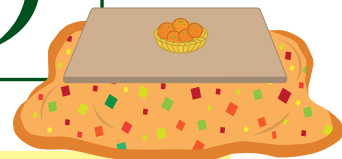
多摩武蔵納税貯蓄組合連合会理事

幼少の頃より田無で過ごし、現在は西東京市で同じく税理士の夫とともに事務所を構える。小学校への出前授業を中心に、租税教育の活動にも積極的に参加している。趣味はテニスとミュージカル鑑賞。

事務所 小林義宏税理士事務所
西東京市田無町7-20-11

e-mail k-kaikei@lapis.plala.or.jp

税 務 署 だ よ り



消費税および地方消費税の納税は期限内に！

消費税及び地方消費税率が、平成 26 年 4 月 1 日より、**8.0%**となりました(注)

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

※経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※例えば、小売業で課税売上高が 2,000 万円の場合、月々の積立額は約 27,000 円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 1.6%)となります。

区 分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業、金融・ 保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%	
売上に対する 納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%	
年間課税 売上高	各 月 売上高	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

(注 1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注 2) 課税事業者の方の申告所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納 付 方 法 は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付をご利用いただくと、①インターネットバンキングとの契約不要、②電子証明書や IC カードリーダライタ不要、③即時又は納付日を指定して納付可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

申告所得税や個人事業者の消費税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

申告・納税は簡単・便利な e-Tax・eLTAX で！

「法定調書の」作成・提出はe-Taxソフト（WEB版）をご利用ください！

画面の案内に従って必須項目を入力すれば、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法定調書等の作成・提出ができます。（税務署への送付や持参が不要!）

まずは e-Tax のメリット

電子で提出すると、企業・税理士側に次のようなメリットがあります!!

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減
- ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減
- ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減
- ④ 送付料金や送付事務が削減



- 併せて給与支払報告書を eLTAX で提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能!
※平成 25 年 11 月 25 日から、すべての市区町村に対して、eLTAX で給与支払報告書の提出ができるようになりました。

さらに e-Tax ソフト（WEB 版）ならこんないいこと!

- ・ e-Tax ソフトの PC へのインストールをせず、WEB ブラウザ上で申請や帳票表示が可能
- ・ 枚数が少ない場合、画面上で簡単手入力
- ・ 枚数が多い場合には、給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取込
- ・ MacOS についても一部対応

(注) 1 e-Tax の利用可能時間にご利用ください。
2 1 帳票につき 100 枚まで作成できます。

【法定調書の電子的提出義務化】

平成 26 年 1 月 1 日以降に提出する一部の法定調書・給与支払報告書は、電子又は光ディスク等で提出することが法律で義務付けられました(平成 23 年度税制改正)。

利用については、下記をご覧ください

↓ e-Tax ソフト（WEB 版）のご利用はこちらから ↓

e-Tax ホームページ上の入口



初回のみ
事前準備セットアップ
を行ってください。

【開始届出書の作成・提出の前に!】

- ・既に他の手続きで e-Tax を利用している場合には、同じ利用者識別番号でログインしてください。
- ・税理士に申告書の作成等を依頼している場合には、事前にご確認ください。

開始届出書の作成を含む一連の操作で法定調書の作成から送信までを行います。

e-Tax ソフト（WEB 版）ログイン画面



平成 26 年分法定調書の提出期限は、
平成 27 年 2 月 2 日(月)です。

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める！

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

○事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

3. 財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自然増収や増税

のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

○消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるだろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要で

ある。

○個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである(法人実効税率20%台の実現)。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい(代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき)。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なく

とも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。

○小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

市民・産業まつりで 税と法人会をPR

東村山法人会の社会貢献事業として、今年も各市で開催された秋の市民・産業まつりに各ブロックと清瀬支部が参加し、一般市民の皆様に税を少しでも広く知ってもらえるよう働きかけるとともに法人会のPRを行いました。

今年の秋のまつりは10月19日(日)に清瀬市で、11月8日(土)と9日(日)に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、会場内の人通りの多い場所に法人会の旗を立てたブースを構え、税制・社会貢献委員会作成の税金クイズに挑戦して頂いた多くの市民の皆様に花や種を配りました。どのブロック清瀬支部ともに市民の方々にご協力頂き大盛況でした。

その間、齋藤署長を始めとする東村山税務署の皆さまに激励して頂きました。



東村山ブロック

いいききプラザ南側広場



小平ブロック

小平市福祉会館前市民広場

※11月8日のみ出展



西東京ブロック

西東京いこいの森公園



東久留米ブロック

東久留米駅西口



清瀬支部

けやき通り



東村山法人会 平成26年税金クイズ集計結果

管内各市で、市民・産業まつりの法人会ブースにおいて税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズの結果をご紹介します。

東村山
ブロック

実施日

11月8日・9日

小 平
ブロック

実施日

11月8日

西 東 京
ブロック

実施日

11月8日・9日

東久留米
ブロック

実施日

11月8日・9日

清瀬支部

実施日

10月19日

問題①	あなたは東村山法人会を	A. 知っている	1026	65.8%	235	71.4%	137	54.8%	504	70.8%	307	56.6%
		B. 知らない	533	34.2%	94	28.6%	113	45.2%	208	29.2%	235	43.4%
		回答数合計	1559		329		250		712		542	
問題②	東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか？	A. 1市	106	6.8%	50	15.2%	17	6.8%	62	8.9%	60	11.4%
		B. 5市	1328	85.0%	222	67.7%	200	80.3%	551	79.3%	397	75.6%
		C. 6市	129	8.3%	56	17.1%	32	12.9%	82	11.8%	68	13.0%
		回答数合計	1563		328		249		695		525	
問題③	皆さんの納めた国税の使い方（予算）はどこで決めているのでしょうか？	A. 税務署	76	4.9%	31	9.5%	27	10.7%	80	11.2%	107	19.9%
		B. 国会	1421	90.9%	291	89.0%	225	89.3%	619	86.7%	425	78.8%
		C. 裁判所	67	4.3%	5	1.5%	0	0.0%	15	2.1%	7	1.3%
		回答数合計	1564		327		252		714		539	
問題④	公立小学生1人の1年間の教育に税金はいくら使われているでしょうか？	A. 約11万円	96	6.2%	87	26.6%	51	20.3%	76	10.7%	119	22.6%
		B. 約62万円	356	22.8%	141	43.1%	82	32.7%	201	28.4%	237	45.1%
		C. 約86万円	1108	71.0%	99	30.3%	118	47.0%	431	60.9%	170	32.3%
		回答数合計	1560		327		251		708		526	
問題⑤	1年間の医療費の内、公費（税金等）で負担している金額は、国民1人あたりいくらでしょうか？	A. 約6千円	42	2.7%	21	6.4%	14	5.6%	29	4.1%	45	8.3%
		B. 7万6千円	320	20.4%	149	45.7%	64	25.5%	176	24.6%	228	42.3%
		C. 11万6千円	1203	76.9%	156	47.9%	173	68.9%	510	71.3%	266	49.4%
		回答数合計	1565		326		251		715		539	
問題⑥	消費税（付加価値税）の標準税率は日本では現在8%ですが、福祉国家といわれているスウェーデンでは何%でしょうか？	A. 10%	62	4.0%	31	9.6%	18	7.2%	48	6.8%	65	12.2%
		B. 17%	227	14.5%	58	17.9%	26	10.4%	74	10.5%	86	16.2%
		C. 25%	1273	81.5%	235	72.5%	206	82.4%	580	82.6%	381	71.6%
		回答数合計	1562		324		250		702		532	
性別		男	435	28.4%	85	26.2%	79	32.1%	120	17.7%	140	26.7%
		女	1098	71.6%	240	73.8%	167	67.9%	558	82.3%	384	73.3%
		回答数合計	1533		325		246		678		524	
年代		10代	62	4.0%	18	5.5%	24	9.7%	6	0.8%	12	2.2%
		20代	75	4.8%	3	0.9%	6	2.4%	10	1.4%	5	0.9%
		30代	165	10.6%	19	5.8%	20	8.1%	38	5.3%	38	7.1%
		40代	306	19.6%	36	11.0%	34	13.7%	59	8.2%	59	10.9%
		50代	274	17.6%	42	12.9%	28	11.3%	93	13.0%	85	15.8%
		60歳以上	678	43.5%	208	63.8%	136	54.8%	512	71.3%	340	63.1%
		回答数合計	1560		326		248		718		539	

正 解

問題1：該当するところ
問題4：C（約86万円）

問題2：B（5市）
問題5：C（11万6千円）

問題3：B（国会）
問題6：C（25%）

は正解率

平成27年 新春講演会のご案内

欧州、中東、東アジアの地政学と日本の外交戦略

参加費
無 料

どなたでも無料
申込不要



講 師

立命館大学客員教授
外交政策研究所代表

宮家 邦彦 氏

日 時

平成27年1月8日(木)
午後3時30分開催

会 場

立川グランドホテル
(立川市曙町2-14-16)

年末調整実務研修会を開催しました

11月7日(金)14時より法人会館において年末調整実務研修会が一般からの参加を含む47名に対し開催されました。まず東村山税務署石本副署長にご挨拶を頂き、その後山根源泉審理担当上席による研修会が行われました。

研修会でDVDによる「年末調整しかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」を学習し、さらにテキストを使用して保険料控除や改正点等の説明を受けました。



山根源泉審理担当上席



熱心に学習する参加者

青年部会主催講演会を開催しました

去る平成26年10月30日に東村山法人会主催講演会を開催させて頂きました。まず、中村青年部会長からご挨拶を頂きました。講演会では講師に元日本プロ野球審判員(パリーグ)山崎夏生氏をお招きして、演題「夢をもてばいつか叶う!夢と元気」として講演して頂きました。

日本プロ野球の審判員は全員でも58名しかおらず、200万人に一人の確立だそうです。その一人のお話を聞く機会はこの先もなかなかないと思うので大変貴重なお話を聞くことが出来たと思います。そのお話の中で野球選手を断念して審判になりたい!から審判になる!からどうしたら審判になれるのか?これは私たち会社を経営する立場におかれている方たちにも共通の目標と言えると私は、思います。

つまり、経営とは数字ですが数字をまず上げる、その数字を上げるにはどうしたらいいか?まさに経営する立場における人たちが社員の方々にも共通する講演会だったと思います。この度、講演を聞いて下さった方々からも大変いい講演だったとの声を頂き、また講演して下さった山崎氏も大変喜んで頂きました。大変ありがとうございました。簡単ではございますがご挨拶とさせて頂きます。

記 青年部会 東村山行政区副部会長 石田直樹



中村青年部会長



山崎夏生氏

中里富士山



地域の名所

中里富士山は、富士山を信仰する人々の集まりである富士講によって江戸時代文化年間頃築かれたといわれ、高さが約10m、東京都の有形民俗文化財に指定されています。

毎年9月1日には、ここで、東京都指定無形民族文化財である中里の「火の花祭り」が行われます。この行事は講中が富士塚で経文を唱えたあと、円錐形の麦わらの山に火がつけられ、その火のあたり、灰を家に持ち帰って門口にまくと火災除けや魔除けになり、畑にまくと豊作になると伝えられているものです。

所在地 清瀬市中里3丁目991番地

地域のイベント情報

清瀬市

清瀬市消防団出初式

徒列行進、ポンプ車などによる分列行進、消防操法、一斉放水などを披露します。

日にち 平成27年1月10日(土) 午前10時～

場所 神山公園(清瀬市中清戸三丁目235) ※直接会場へ。

問合せ 防災防犯課防災係 【電話】042-497-1847



高額化する自転車による事故の賠償額！

- ① 自転車と歩行者の事故急増に対応して、兵庫県は、自転車の購入者に自転車保険の加入を義務づける条例案を来年2月にも県議会に提案するそうです。自転車保険加入の義務化は全国初というのですが、その背景には次のような重大事故多発による重罰化及び高額賠償化の現状があるのです。
 - 兵庫県警は、今年3月に自転車でひき逃げ事件を起こした同市男性職員を80代女性に重傷を負わせるなど悪質だったため規定上最長の180日間の中型運転免許（以前の普通免許）停止の処分としました。
 - 神戸地裁は、当時小学校5年生だった少年が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟で、「監督義務果たしていない」として少年の母親(40)に約9,500万円という高額賠償を命じました。5年近く前に被害に遭った女性(67)は、今も寝たきりで意識不明状態です。
 - 横浜地裁は、横浜市内で携帯電話を操作しながら、無灯火で自転車を運転中に女性看護師に追突した結果、歩行困難と失職を生ぜしめた女子高校生に5,000万円の支払いを命じました。（※通常、高校生は責任能力ありとされています。）
 - 大阪地裁は、夜間に無灯火で自転車を運転中に短大非常勤講師をはねた、男性に損害賠償2,500万円の支払いを命じました。
- ② 自転車の保険は加入義務がなく、自賠責保険のように保険加入を義務付けるなどの制度を整備しないと自己破産する例も少なくないようです。
- ③ 警察庁の統計によれば、自転車と歩行者の事故は年間約3,000件で推移しており、交通事故全体に占める割合は増加傾向にあります。
- ④ 自転車保険は、民間保険会社でも扱っているところもあり、万一の備えとして加入することも必要ですが、まずは「自転車は危険」という共通認識を持ち、正しく利用する心構えが不可欠です。また、業務で多用する事業所は、業務中に起こしてしまった自転車による対人及び対物事故に対応する賠償責任保険加入も検討すべきでしょう。なぜなら、使用者責任が問われることになるからです。
- ⑤ 年末・年始の繁忙期を迎え、しっかりリスクマネジメントしましょう。

筆者紹介 石津 雄美（いしづ たかよし）

H.26.8.1現在

石津社労士事務所 所長 [特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属]
 オールフォーオール 代表 [経営コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、
 板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、
 シーツー(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム＝AFAAC主宰)]



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年：第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
 TEL/FAX 042-321-2586
 携 帯 TEL 090-1738-7991
 e - M A I L 07159596012@jcom.home.ne.jp
 携 帯 H P <http://www.just.st/7162591>

有限会社コスモパレス

自然豊かな東久留米が大好き！
太陽光発電を行っています。
是非お越し下さい。



太陽光発電パネル 撮影：広報委員正岡武幸

社訓 日々新たなり

先祖は、現在の、東久留米市大門町に住みつき、私の代で約四百年。

サラリーマン生活十八年間。父が病気で後を継ぎました。母が八才で野島家へ養女として後を継いだ事を考えると、何とか、母の形見の土地と農地を守って、いこうと決心。母が生前、地域の教育レベルを向上するため、自宅裏の田圃の活性化を図るために、自ら事を成し、大蔵団地の誘致に、先頭を切って活動し、街を分断する抗争。母の人柄、思いが強く、大蔵団地（現公務員住宅）を誘致。

私は、母から引きついた土地に、賃貸住宅を建築し、不動産管理会社を設立し、当年で28年経過。地元を無限に愛する志があり、地域の活性化を行うために、農協資産管理部会長、東村山法人会理事、組織委員長、JA東

京みらい農協理事等の活動を行いました。現在は、門前自治会の会長を務めています。地元の特性として、都内で農地が多く残されているので、地域の子供達、及び高齢者の生きがい作りのために、農業体験（MOA自然農法認定圃場）、自主防災（炊き出し）訓練等を行っています、5年経過しています。子供達を対象にした親子農業体験は、年3回行っています。参加者が約350人家族を含めて参加する大規模。このような農業体験に参加し、自然豊かな東久留米を大好きになっていただきたいです（詳細は、ネットで門前自治会『見える化』を検索してください）。又地元の自然環境を維持するために、約12年前から太陽光発電所の設置（自宅、賃貸物件の屋上）を行い、個人、法人事業で現在、合計74キロワットの電力売電（自家



（有）コスモパレス代表取締役
野島 貞夫

消費含）と温暖化対策CO2削減効果（植林保全効果73、260平米（東京ドームの1.5倍）。原油削減効果16、798リットル（ドラム缶84個分）。更に、27年度1月までに95キロワットになる予定です。
IPCC報告書によると、今のペースで温室効果ガスの排出が続くと、今世紀末には気温が最大4.8度、海面がメートル単位で上昇と報告。賃貸物件の屋根活用と自然環境の向上に貢献していきたいと思っています。

●皆様ぜひお越し下さい

太陽光発電（東京ドーム 1.5 倍） 都内随一 74 キロワット

有限会社コスモパレス

代表取締役 野島 貞夫 所在地 東久留米市大門町 1-3-19

TEL 042-471-0912 FAX 042-476-2555

東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	1月6日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	2月3日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	1月21日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	2月18日(水)	13時30分～16時
税務教室「消費税申告書作成講座Ⅰ原則課税」	1月14日(水)	14時～16時
税務教室「消費税申告書作成講座Ⅱ簡易課税」	2月25日(水)	15時～16時
中小企業会計啓発・普及セミナー	2月5日(木)	基本編：13時～15時 応用編：15時20分～17時20分

※決算法人説明会と新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

パソコン教室 ※パソコン教室は有料です。	パワーポイント基礎(全8回)	2月3日(火)	10時開講
	パワーポイント応用(全4回)	4月7日(火)	10時開講

どなたでも参加できます！
参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

東村山法人会主催 グラウンド・ゴルフ大会



開会式の様子



ナイスショット



女子の部

藤井

一子氏

(西東京市)

男子の部

米澤

行夫氏

(東村山市)

11月24日(金)西東京市向台運動場に於いて公益社団法人東村山法人会主催による第2回グラウンド・ゴルフ大会が開催されました。本大会は会員・非会員は問わず広く参加者を募集しており94名の皆様が快晴のもと和気あいあいとプレーを楽しみました。

女子の部優勝藤井氏(左)と
林組織・厚生副委員長(右)



男子の部優勝米澤氏(左)と
今井元厚生委員長(右)

町田 一成さん

生まれも育ちも東村山、東村山スポーツセンターから北側に3、4分行った所で生まれ、当時、周囲は麦畑やさつま芋畑が広がっていました。そんな1角で私の父である前社長が印刷業を始めたわけです。当時電話など入っている家は周りにはなく、電話を駅の方から直接引いて来なければならず、農家の畑に電柱を立ててもらい、電話は受けるのと送るので2本線がありました。ある冬の時期、電話が不通になり線をたどって行くと、



ひつひつ

昨夜の雪の重みで線が切れている所を発見し、あわてて局に行って修復してもらったという記憶があります。

さて当時は、鉛で造られた活字を拾って、版を組む活版印刷が主流で、経験を積んだ職人でないとできない技でした。何しろ活字は文字が逆向きで、それを1字1字拾っていく気の遠くなるような作業で、私も中学か高校の夏休みに時々手伝わされたこともありました。

やがて、オフセット印刷に移行していくのですが、その頃いま現在の廻田町1丁目の準工地域に移転して来ました。大学卒業後2年間は会社勤めでしたが、父の怪我をきっかけに、家業を継ぐ決意をし、営業で外回りをするようになるのですが、ある時、分厚い冊子の見積りが来た時に見積りの仕方がわからず、当時付き合っていた府中の印刷会社の社長さんに、夜行つて見積りをお願いしますと頼んだところ「わかった。俺は腹が減っているからアンパン買って来い」と言われて、近くのパン屋さんに買いに行つて、細かく積算方法を教えてもらいました。

会社勤めの頃は、新規開拓を主にやっていたので、継いでからも新規を主に回り、開拓したところもありますが、中には「個人では取引できない。どこの馬の骨かわからない所と取引できるわけない。法人にしたら、取引してやっても

良い」と言われ、相手は上場企業だったので、あわてて法人(株式会社)にしたなら、本当に取引していただいたなんてこともありました。その頃は、結果を考えずに行動できていましたが、経験を積み重ねると良い面もたくさんあるが、負の観念というものも蓄積されて、時には結果を先に考えてしまい、逡巡してしまう時があります。やってみないと、本当の結果は出ないと思ひ直す日々です。

厳しい業界ではありますが、時流に乗るために、常に新しいものを見るために専門誌からの見識や取引業者とのコミュニケーションを持つと考えるとあります。業界はDTP化し、CTP、またオンデマンドと大量印刷から小ロット、多品種に移り、当社も遅ればせながら、追隨している昨今です。

お金を積むよりも信用を積むことをモットーに、常にハイクオリティを追求し、お客様の発展に全力投球して行きたいと考えております。

趣味的なところでは、学生時代は剣道、29才で軟式野球にはまり、以来もう32年目に入り、4度のねんざにもめげず続けられるのは、好きであるからに他ならない。何でも好きになると向上心はいつまでも続くものだ、仕事ももっと好きにならなければと思う今日の頃です。お酒も少々？

ほしみ印刷(株) 代表取締役

新入会員紹介コーナー



企業の存続・発展は経営者の使命です。そのためには、経営判断に役立つ財務データに基づく経営助言をしてくれる税理士の存在は欠かせません。

当事務所では、「会計を通じて企業経営の支援」をさせていただくことが会計事務所の重要な役割であると考え、会計や税務はもちろん、お客様の経営課題を解決して、経営者が事業に専念することができるようなサービスを提供させて頂くことを目標としております。

三野輪会計事務所は、そんな経営者の皆様の参謀役でありたいと思っております。

法人名	税理士法人三野輪会計事務所
代表者	間 誠
支 部	西東京第4支部
住 所	西東京市柳沢5-1-12
電 話	042-463-3308
F A X	042-464-4781
H P	http://www.tkcncf.com/minowa/pc/

法人名	(株)和
代表者	福田 和士
支 部	小平第4支部
住 所	小平市仲町611-1 多摩ビル1F
電 話	042-207-1489
F A X	042-207-1489
H P	http://nagomi-kodaira.com

はじめまして、この度ご縁があり、東村山法人会へ入会させて頂きました株式会社和(なごみ接骨院)の福田と申します。

勤務柔整師として働いていた頃に、同じ夢のために立ち上がった仲間達とともに「誰もが気軽に立ち寄ることのできる、笑顔あふれる接骨院を目指し」2013年



6月、小平になごみ接骨院を開院致しました。

地域の皆様に癒しと元気をお届けできるように、スタッフ一同、精一杯頑張っていきます。微力ながら地域に貢献できればと考えています。

何かと至らぬ点もあることと存じますが、今後ともよろしくお願いいたします。

新入会員紹介

自 平成26年9月1日～至 平成26年10月31日

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電話番号
東村山第1支部	東村山市富士見町2-10-51	(株)本間組	本間亜由武	鷹 職	042-391-3607
東村山第3支部	東村山市久米川町1-16-5	(株)三栄サービス	紺野 琢生	再生資源取扱業	042-391-5498
東村山第6支部	東村山市栄町2-30-59サンリット久米川1F	久米川さくら通り接骨院	井上 照康	接骨院	042-397-0638
小平第3支部	小平市学園東町2-4-20	憩の店 きよ乃	川口 清乃	飲食業	042-342-1788
小平第4支部	小平市大沼町4-50-15	(株)弥左衛門	當間 和彦	飲食業	042-343-8783
小平第4支部	小平市仲町55-4	バーモス	吉田 勝政	ミニスーパー	042-343-4944
小平第4支部	小平市仲町268-6サライ仲町101	(医)社団健悠会 井上内科クリニック	井上 玄	医療(内科医院)	042-342-0056
小平第5支部	小平市花小金井4-33-5	(有)マイルドグリーン	中村 伸治	物流企画	042-464-2811
西東京第2支部	西東京市芝久保町1-17-6	三慶工業(株)	小栗 一雄	管工事業	042-466-2301
西東京第2支部	西東京市谷戸町3-16-5	菜々坊	白井 優子	飲食業	042-421-6881
東久留米第2支部	東久留米市幸町2-1-23	(株)富樫興業	富樫 誠	建設業	042-446-7127

○お詫びと訂正

前号第235号でご紹介しました合同会社地域経営サポート様の住所に誤りがありましたので訂正させていただきます。正しくは東村山市萩山町1-32-43です。

また、HP記載欄に掲載されたアドレスは別な会社のアドレスです。誤りをお詫び申し上げます。

目標達成を 目指し! 会員増強決起大会

東村山法人会統一の平成 26 年度会員増強デーが 10 月 15 日に、会員増強期間が 10 月 15 日から 11 月 14 日の間に設定され、各ブロック・清瀬支部において、会員増強決起大会等が下記の日程で行われました。各会場では皆で力を合わせて目標達成を目指して頑張ろうと決意表明が行われました。決起大会の会場の写真をご紹介します。

ブロック	日 時	会 場
東 村 山ブロック	10 月 28 日(火)16 時	法人会館
小 平ブロック	10 月 21 日(火)17 時 30 分	招来菜館
西 東 京ブロック	10 月 22 日(水)15 時 30 分	谷戸イチョウホール
東久留米ブロック	10 月 16 日(木)18 時	東久留米商工会館
清 瀬 支 部	10 月 15 日(水)9 時 30 分	清瀬商工会館

小平ブロック



増強成果を発表



白石ブロック長のご挨拶

東村山ブロック



エイエイオーコール

西東京ブロック



皆でガンバロー

東久留米ブロック



中島ブロックのご挨拶



尾林ブロック長のご挨拶



決起大会会場



参加された会員の皆さま



ミーティング中

清瀬支部

第31回法人会全国大会参加と

秋の渡良瀬溪谷めぐり



大会会場にて



佐野市のキャラクター「さのまる」と

今年は、栃木県宇都宮市で開催された第31回法人会全国大会に参加後、渡良瀬溪谷をバスでめぐりながら足尾銅山、富弘美術館を研修してきました。

10月16日(木)朝、西東京から貸切バスで出発した一行16名は、東北自動車道を通り全国大会の会場のある宇都宮市の栃木県総合文化センターへ向かいました。昼過ぎに会場に到着し、まず特設された物産展会場で栃木県の名産品を購入後、大会に参加しました。

今回の記念講演では、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長の杉尾秀哉氏が、「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」について話されました。その要約は末尾に、記念講演に引き続き報告された平成27年度税制改正に関する提言は、6・7ページに掲載しています。



足尾銅山観光入口にて

鬼怒川温泉で一泊後、翌17日(金)は、まず国内最大級の坑内見学施設を有する足尾銅山観光で日本一の鉱都と呼ばれた足尾銅山の歴史や鉱山の仕組みを、東京、埼玉から授業の一環でやって着た小学生たちと一緒に学びました。



富弘美術館入口にて

その後、秋晴れの中を渡良瀬川沿いに下り次の研修地、富弘美術館へ移動しました。富弘美術は、不慮の事故で手足の自由を失った星野富弘氏が口で筆をくわえて描いた作品を公開している美術館です。絵と詩が一体となった素朴で美しい作品でした。

記念講演 (要旨)

日本は、人口減少と高齢化という大変難しい問題を抱えている。しかし、日本は、戦後、環境問題、次いでエネルギー問題という大きな問題を乗り越えてきた、問題解決力のある国である。日本の企業は、強く機敏である。日本には高い治安やサービスの良さ等ソフトパワーがある。日本の強さを見直し、皆で頑張ればきっと問題を解決できる。日本の将来は暗くない。自信と勇気をもって一步を踏み出そう。

相反するスマホと日本語英語表現

最近東京オリンピックに向けて小学生から話せるコミュニケーション、表現力を保護者も、文科省も情熱を注ぎ始めたやさきである。しかし「スマホ」は「ながらスマホ」が流行して交通安全上も極めて危険な状態にある。子どもだけでなく一般サラリーマン、社会人もバスの中、路上、自転車を走らせながら「すまほ」に眼を向けている。

うつむいて内向的のひとに笑顔を見せることはきわめて稀である。人間がまるでスマホにこき使われている。中学生、小学生も「スマホゲーム」に没頭して、実際の表現を学ぶ。これが不足。行政の方はコレラの社会現象をどう感じていることでしょうか？日本語、英会話の表現力に(英語や日本語での日常挨拶)などの教育に学校はどう取り組んでいくべきか？

記 (有)レオンビジネスアカデミー 正岡武幸

寄稿

東村山税務署納税表彰



受表彰者と法人会役員の皆様

平成 26 年度東村山税務署納税表彰式が 11 月 13 日(木)ルネこだいらで開催され、東村山法人会では高橋総務委員長、野口西東京第 2 支部長が署長表彰を、猪上小平第 1 支部長以下 4 名の皆様が署長感謝状を受表彰されました。

表彰式には多数の理事の方々も参加され受表彰者の功績を讃えられました。

税務署長受彰者

【順不同・敬称略】

高橋 博文 (東久留米市、総務委員長、常任理事)
野口 忠 (西 東 京 市、支部長、理事)

税務署長感謝状受彰者

【順不同・敬称略】

猪上 高行 (小 平 市、支部長、理事)
大島 克江 (東久留米市、支部長、理事)
中村 勝宏 (清 瀬 市、青年部会長、理事)
藤原 敬男 (西 東 京 市、青年部会副部会長)

東京都主税局長表彰

平成 26 年度東京都主税局長表彰式が 10 月 30 日(木)都庁第 1 本庁舎で開催され、東村山法人会から小平の仲澤一美副会長が永年にわたる税務行政への貢献により受表彰されました。



仲澤一美副会長



白石隆義副会長

立川都税事務所長感謝状

平成 26 年度立川都税事務所長感謝状贈呈式が 11 月 20 日(木)14 時 30 分、ザ・クレストホテル立川に於いて行なわれました。当会から東村山の白石隆義副会長が税務行政に貢献された功績により受表彰されました。

平成27年 賀詞交歓会のご案内

日時 平成27年1月8日(木) 午後5時20分開会

場所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費

会 員 1,000円/人

賛助会員 2,000円/人

非 会 員 5,000円/人

※新春講演会に引き続き開会します

お問合せ 東村山法人会事務局 TEL:042-394-7654

東村山第1支部 ボウリング大会を開催

10月18日(土)に恒例の親睦ボウリング大会を行いました。お忙しい中28名のご参加をいただきました。高萩支部長のご挨拶の後、プレー開始。今回の出場者で最高齢は土方さん91歳でした。お元気なプレーぶりに皆、刺激を受けながら2ゲームを投げ切りました。優勝は高萩支部長とほしみ印刷の町田さんでトータル326ピンでした。

ボウリング大会で体を動かした後はお楽しみの懇親会です。食事とお酒をいただきながらの会話はいつも以上に弾み、さらに交流を深めることができました。ご参加、ご協力いただいた皆様ありがとうございました。また、楽しい企画をいたしますのでぜひご参加ください。



東村山第3支部 日帰り研修会

11月16日(日)日帰り研修会が開催されました。今日を待っていたような秋晴れのもと、バスは目的地に向け出発しました。武蔵五日市の中曽根首相とレーガン大統領の日米首脳会談が行われた日の出山荘で周りの紅葉を眺めながら、お菓子とお抹茶で一服して静かなひと時を過ごし、広徳寺の素晴らしい銀杏の紅葉に見とれていました。

久し振りの紅葉を楽しみながら秋川溪谷のつり橋を渡り、いよいよ待ちに待った黒茶屋で昼食です。次から次へと出てくる料理の美味しいこと。久し振りのご馳走に歓待しながらホットする時間を過ごし、一路東村山に向けて出発。日帰り研修会が終了しました。



東村山第6支部 日帰り研修会

10月20日(月)日帰り研修会を実施致しました。国会議事堂見学を地元木原衆議院議員の紹介で案内してもらいました。重厚な議事堂の内部に歴史を感じることができ、参加者はそれぞれに納得していました。この他、スカイツリー見学をし、その後築地で食事をして夕方6時に無事米川駅に到着しました。



西東京ブロック 日帰り研修会

11月21日(金)尾林ブロック長以下35名の参加。添乗員は(株)ノーマトラベル(第1支部)の白川さん。つくばエキスポセンターにてプラネタリウムを鑑賞。テーマは「古代ギリシアオリムピックと星座の関係」。むかし、教科書で習った星座の形と名前を懐かしく思い出しながら学習しました。



午後は那珂湊漁港市場、大洗のめんたいパークを見学しました。帰りの車中では、参加者各々が持ち寄った賞品を交換するビンゴ・ゲームで盛り上がりました。新入会員も1人参加、大同生命保険の推進員4名の車中での活躍に感謝します。

青年部会 第28回法人会全国青年の集い

平成26年11月21日(金)第28回法人会全国青年の集い秋田大会が秋田県民会館にて開催され、東村山法人会青年部会員総勢20名にて、出席してまいりました。

今回の大会のスローガンである「ユタかな国へ あきた美じょん」の下、大会委員長の意気込みを感じられる大会式典に出席後、記念公演の読売新聞特別編集委員橋本五郎氏「リーダーはいかにあるべきか〜ユタかな国・美しい心をつなぐために〜」を聴講致しました。

現地視察としては秋田市内にある「秋田市民俗芸能伝承館(ねぶり流し館)」を訪れ、竿燈まつりをはじめとする郷土民俗行事や芸能の保存伝承を行う民俗芸能関係の展示室を見学し、江戸時代後期に建てられた、「秋田市指定有形文化財旧金子家住宅」も見学してきました。



秋田県民会館にて



秋田市民俗芸能伝承館

女性部会

花形歌舞伎を鑑賞

11月19日(水)、女性部会交流会が行われ、39名の方にご参加いただきました。

今回は浜町にある明治座にて十一月花形歌舞伎を鑑賞して参りました。

幕開きは、活歴物の代表作「高時」。続いて上方歌舞伎の代表作「夏祭浪花鑑」の舞台を大阪から江戸へ写し、主だった登場人物も男から女に書き換えた「夏姿女團七」を鑑賞しました。

第一部での高時と烏天狗の踊りは、幻想的な演出で迫力ある場面でした。第二部三幕の水浸しの舞台は、緊迫感があり舞台に引き込まれました。とても素晴らしい内容で有意義な交流会でした。



法人会行事のご案内

平成26年11月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1/6(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館	2/16(月)		生活習慣予防検診	田無タワー
1/8(木)	15:30	新春講演会	立川グランドホテル	2/17(火)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	法人会館
〃	17:20	賀詞交歓会	〃	〃	14:00	個別融資相談会	〃
1/14(水)	14:00	第8回税務教室	法人会館	2/18(水)	13:30	新設法人説明会	〃
1/20(火)	14:00	個別融資相談会	〃	2/19(木)		生活習慣予防検診	〃
1/21(水)	13:30	新設法人説明会	〃	〃	13:00	労務経営相談会	〃
1/22(木)		第3回本部役員候補者等選考委員会	〃	2/20(金)		生活習慣予防検診	〃
〃	14:00	第5回常任理事会	〃	2/23(月)		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
1/28(水)	13:00	労務経営相談会	〃	2/24(火)		生活習慣予防検診	〃
1/29(木)		青年部会租税教室	小平第十五小学校	2/25(水)	15:00	第9回税務教室	法人会館
2/3(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館	2/26(木)	13:30	経営実務講座	武蔵野法人会
2/5(木)	13:00	中小企業会計啓発セミナー	〃				

事務局職員の交代

会計を担当しておりました林ひろ子職員が来年1月4日に退職します。

その後任として11月1日より柏木弘子職員が勤務しております。宜しくお願いします。

柏木職員 ▶



ー eLTAXリニューアルのお知らせー

eLTAXがリニューアルして、より使いやすくなりました

eLTAXシステムの更改に伴い、9月16日から、eLTAXがリニューアルしました。詳細は、以下のとおりです。

1 eLTAXの利用時間

平日の電子申告等受付サービスの利用時間を24時まで拡大しました。
8:30~24:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

2 利用届出(新規)

利用届出(新規)を提出後、利用者IDと仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告等受付サービスを利用することができるようになりました。これにより、「受付状況の照会」機能は廃止されました。

3 eLTAX対応ソフト「PCdesk」

給与支払報告書・公的年金等支払報告書のCSVデータのインポート機能に加えて固定資産税(償却資産)申告データについても、平成27年度分からCSVデータの取り込み及び2,000明細を超えるデータの送信が可能になりました。
なお、**従来から本ソフトを使用している場合は、バージョンアップが必要となります**のでご注意ください。

4 ヘルプデスクお問い合わせ先[受付時間: 9:00 ~ 17:00(土日・祝日、年末年始を除く)]

電話番号 0570-081459 (ハイシンコク)
上記の番号でつながらない場合は、「03-5500-7010」をご利用ください。

5 eLTAXホームページ

eLTAXホームページのURLは、「<http://www.eltax.jp>」から変更ありません。
eLTAXホームページをスマートフォン、携帯電話からも閲覧いただけるようになりました(利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用は出来ませんので、ご注意ください。)



◆詳しくは、一般社団法人 地方税電子化協議会のホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。



孫も喜ぶ! 我が家のパエリア



★レシピ★

Instructor

西東京第3支部・女性部会 (有)光輝商事 加藤輝代

つくりかた

- 1 材料①をフライパンでバターライスにする。米が透き通ったら電気釜に2合線まで水を入れる。
- 2 1が出来たら水加減を入れて材料②を全部入れる。出来上がって大皿に盛り、青味(葉類、香草)をみじん切りにして散らす。

@インストラクターからのコメント

ムール貝、ピーマン類は孫子供たちが嫌いなので使用せずブロッコリーを皿の回りに飾りました。

電気釜で調理するため、水加減の失敗が無く簡単につくれます!! 大人用にくし切りのレモンを添えてもよし!

材 料 ①

- バター
- 玉ねぎ・・・小(みじん切り)
- 米・・・2合(前日研ぐ)

材 料 ②

- 白身魚をひと口大切り(鯛) 一切
- えび・・・5~6尾
- あさり・・・10個
- 生しいたけ・・・3~4個
- 茶マッシュルーム・・・3~4個
- 固形コンソメ 3個(サフランの代用)
- グリーンピース・・・少々
- 塩、コショウ・・・少々



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事を募集しています

本紙の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写 真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)

記事(文書) 200~400字程度
原稿用紙でもワードでも可。

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6

TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2か月前の月末までにご応募下さい。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[236号] 平成26年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL : 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁
無
断
転
載